

資料4

27.1.26 生活困窮者自立支援制度
全国担当者会議

平成27年度における人材養成 の取組について

平成27年度における人材養成の取組について

1. 国が行う人材養成の取組について

- 平成27年4月から福祉事務所を設置する自治体において、生活困窮者自立支援法に基づく各事業が実施される。各事業に従事する者は、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者への包括的な支援が適切に行えるよう、十分な専門性を有することが重要である。
- 平成26年度においては自立相談支援事業に従事する者を対象に国が直接研修を行ってきたところであるが、平成27年度においては自立相談支援事業の研修に加えて、就労準備支援事業及び家計相談支援事業に従事する者を対象にした研修も行うこととしている。また、各事業に従事する者に求められる資質を十分に高めることができるよう、研修は専門的かつ実践的な内容とすることを検討している。
- なお、国が行う養成研修の実施状況を踏まえつつ、一定期間経過後は、都道府県単位で実施することについて検討している。
- 自立相談支援事業に従事する各支援員（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）、就労準備支援事業に従事する就労準備支援担当者、家計相談支援事業に従事する家計相談支援員は、原則として国が行う養成研修を受講する必要があると考えているが、法施行後、当面の間は、当該研修を受講していない場合であっても業務に従事することができるよう経過措置を講ずるものとする。

2. 自治体が行う人材養成の取組への支援について

- 生活困窮者支援に必要な知識や技術は、国の研修だけでは十分に獲得できるものではなく、各自治体においても継続的に人材養成を進めていくことが不可欠である。そのため、各自治体や自立相談支援機関は、こうした点を十分に踏まえ積極的に研修の場をつくっていくことが重要である。
- 特に都道府県におかれては、地域の中核となる人材を計画的に養成していただくことが、制度の円滑な運営には欠かせないものと考えており、国研修の内容を地域の関係機関や市町村に伝達するための研修会等（伝達研修）の企画・実施を引き続きお願いしたい。
- なお、各自治体における人材養成の取組（各事業の従事者のみならず、広く関係団体・関係者、住民を対象にした取組も含む）については、法に基づく「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業（その他事業）」として行うことができるため、当該事業の活用をご検討いただきたい。

平成26年度の取組からの変更点

- 平成27年度は、自立相談支援事業従事者養成研修に加え、就労準備支援事業及び家計相談支援事業従事者研修を国が直接行う。
- また、各自治体が行う人材養成に関する取組は、生活困窮者自立支援法に基づく「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業（その他事業）」を活用することが可能。

【平成26年度】

（国が行う人材養成の取組）

- 自立相談支援事業従事者養成研修
※各支援員研修の修了者：計625名

（自治体が行う人材養成の取組）

- 各事業の従事者のほか、関係機関・関係者、住民等を対象にした研修等
※生活困窮者自立促進支援モデル事業や、生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業を活用して実施することができる。

【平成27年度】

（国が行う人材養成の取組）

- 自立相談支援事業従事者養成研修
※研修予定者：計720名（3職種合計）
※各支援員それぞれ前・後期6日間の研修を実施予定
- 就労準備支援事業従事者養成研修
※研修予定者：計120名
※3日間の研修を実施予定
- 家計相談支援事業従事者養成研修
※研修予定者：計120名
※3日間の研修を実施予定

（自治体が行う人材養成の取組）

- 各事業の従事者のほか、関係機関・関係者、住民等を対象にした研修等
※生活困窮者自立支援法に基づく「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業（その他事業）」を活用して実施することができる。

※平成27年度において国が行う各研修の詳細（日時・会場等）は、研修事業の受託者が決定後お知らせする。 2

国研修の対象者について（案）

平成27年度における国研修の対象者は以下のとおり。

1. 自立相談支援事業従事者養成研修（※平成26年度と同様）

（1）主任相談支援員養成研修

自立相談支援事業において主任相談支援員として配置される者であり、以下の①から③までのいずれかに該当する者であることを考慮の上、検討すること。

- ① 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師として保健、医療、福祉、就労、教育等の分野における業務に5年以上従事している者であり、かつ、生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に3年以上従事している者
- ② 生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に5年以上従事している者
- ③ 相談支援業務に準ずる業務として、実施主体である地方自治体の長が認めた業務に5年以上従事している者

（2）相談支援員養成研修

自立相談支援事業において相談支援員として配置される者であり、生活困窮者への相談支援を適切に行うことができる人材であることを考慮の上、検討すること。

（3）就労支援員養成研修

自立相談支援事業において就労支援員として配置される者であり、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であることを考慮の上、検討すること。

2. 就労準備支援事業従事者養成研修

就労準備支援事業において就労準備支援担当者として配置される者であり、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であることを考慮の上、検討すること。

3. 家計相談支援事業従事者養成研修

家計相談支援事業において家計相談支援員として配置される者であり、相談支援に関わる知識・技術、家計管理に関わる知識・技術、社会保障制度や金融に関わる知識等を有していることとともに、以下の①から⑤までに該当する者など、生活困窮者への家計に関する相談支援を適切に行うことができる人材であることを考慮の上、検討すること。

- ① 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者
- ② 社会福祉士の資格を有する者
- ③ 社会保険労務士の資格を有する者
- ④ ファイナンシャルプランナーの資格を有する者
- ⑤ 上記①～④に掲げる者と同等の能力または実務経験を有する者

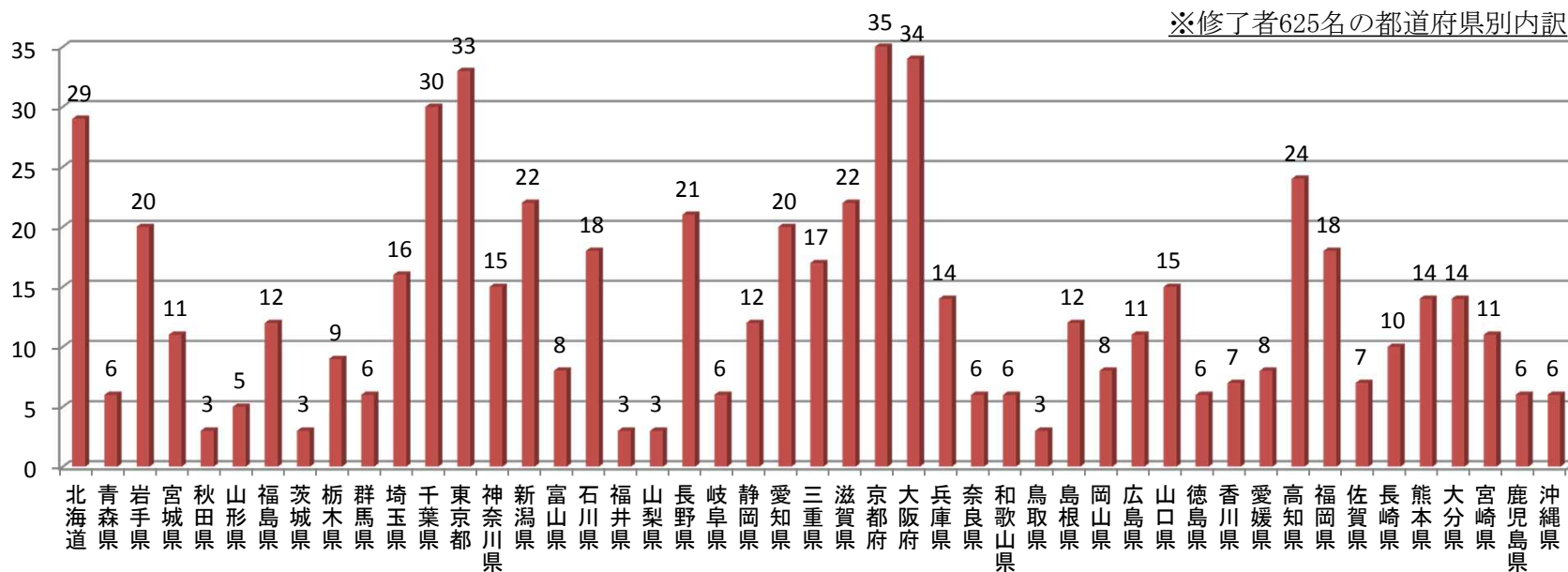
平成26年度における自立相談支援事業従事者養成研修の実施状況

- 平成26年度における自立相談支援事業従事者養成研修の修了者数及び受講者数は、以下のとおり。（都道府県別の内訳はグラフのとおり。）

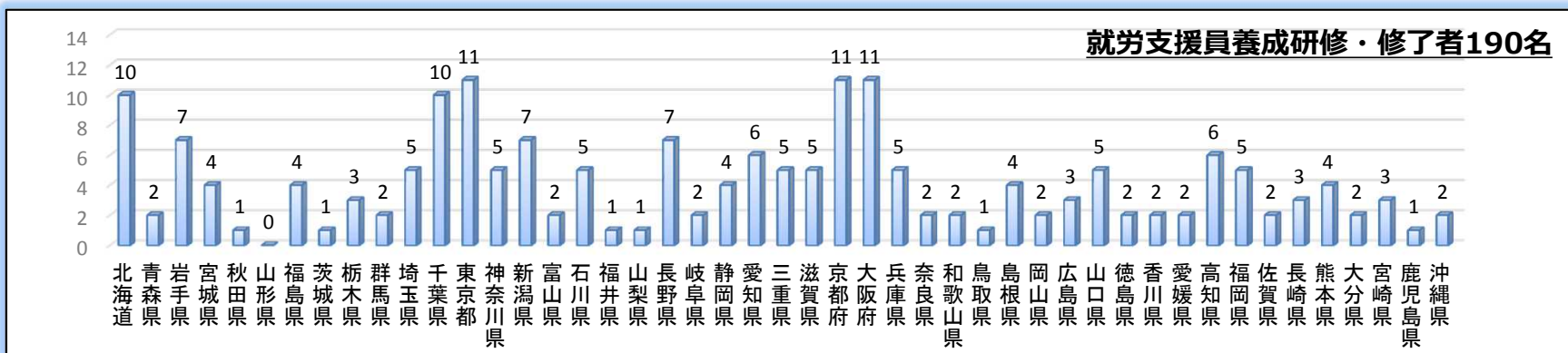
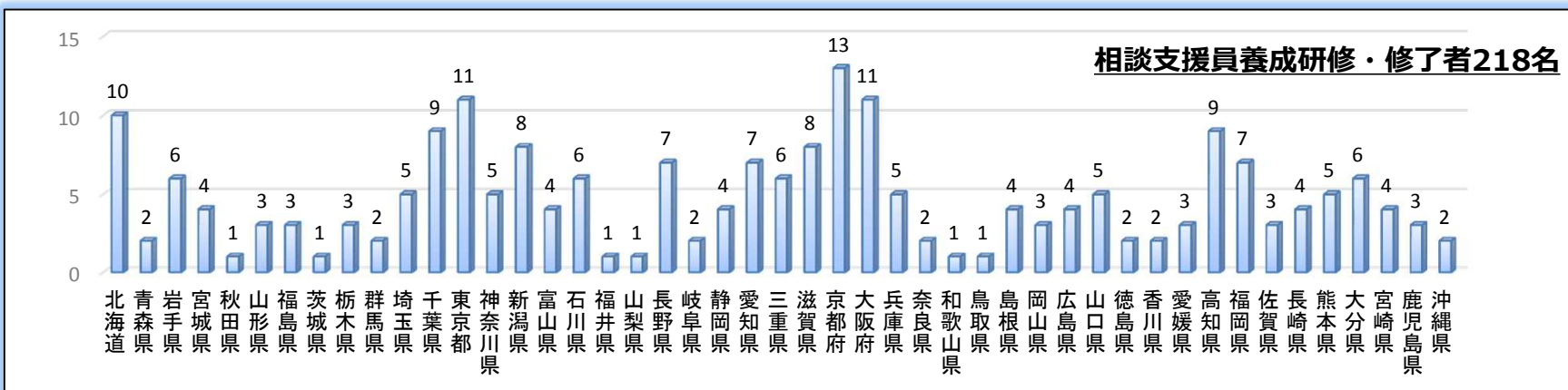
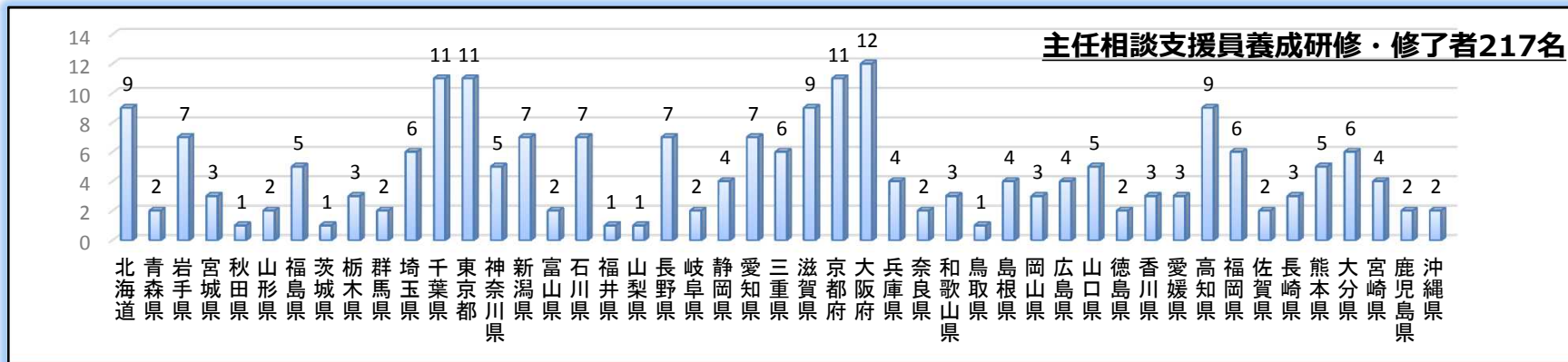
	【修了者数（受講者数）】
①主任相談支援員養成研修	217名（222名）
②相談支援員養成研修	218名（237名）
③就労支援員養成研修	190名（224名）
計	625名（683名）

- 各自治体は研修を企画・実施するに当たっては、国研修の修了者に企画段階から参画いただくこと等について検討いただきたい。

■ 平成26年度における主任相談支援員、相談支援員、就労支援員養成研修の修了者数（合計）



平成26年度における各都道府県別・各支援員の修了者数



自立相談支援事業従事者養成研修に係る伝達研修の開催に向けたポイント

(1) 開催に向けた講師の検討

- 国研修修了者を始めモデル事業実施自治体関係者には講師を担ってもらうとともに、研修の企画・立案にも参加してもらう。
- 実践者に講師役を担ってもらうことにより、講師にとっても改めて学びの機会となり、支援内容や姿勢を見つめ直す貴重な経験となる。
- 一定期間経過後は、都道府県が研修の実施主体となることから、都道府県においては積極的に研修を企画しノウハウを蓄積すること。

(2) 伝達研修プログラム内容の検討

- 伝達研修カリキュラム（案）※¹を参考にしながら、各自治体において適宜、講義内容や研修時間等を組み立てること。
- プログラム内容は、地域の実情に応じて適宜検討するものであるが、カリキュラム（案）に示した研修の目的と目標が達成できるように工夫することが望ましい。
- 講義と共に演習も取り入れ、参加者同士が議論をしたり交流を深める機会を作ることが重要。
- 演習では、地域特有の課題等を議論をすることで、参加者が当事者意識を持って主体的に参加できる研修となる。

（※1） 2月初旬に国研修の教材と合わせて提示する予定。また、今後、各自治体の取組事例等も示す予定。

(3) 研修教材の選定

- 研修教材としては、国研修の教材やテキスト等を活用すること。
- また、講師が実際に携わった支援事例を演習の中で用いたり、事業所独自の研修教材を取り入れるなど創意工夫されたい。
- 講師が実際に関わった事例を用いることで、支援の視点や支援経過、改善点などを具体的に説明することができる※²。

（※2） 関係機関や個人名等が特定されないよう、匿名性を担保すること。

人材養成における各主体の役割について

- 本制度を真に効果的なものとするためには、各都道府県、市町村、自立相談支援機関において継続的に人材養成を行うことが重要である。
- 特に、広域行政としての都道府県が主体となって地域の中核となる人材を計画的に養成していくことが、制度の円滑な運営をしていくためには不可欠。

